

益城町公告第 2 1 号

益城町複合施設建設基本設計業務委託について、公募型プロポーザルによる手続を開始するので公告する。

令和 2 年 4 月 2 3 日

益城町長 西村 博則

1 業務概要

(1) 業務名

益城町複合施設建設基本設計業務委託

(2) 業務内容

複合施設建設及びこれに付帯する外構等の基本設計業務を行うもの

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和 2 年（2020 年）12 月 18 日（金）まで

(4) 見積限度額

18,465,700 円（消費税を含む。）

(5) 本業務実施上の留意点

プロポーザルにおける技術提案の内容は、設計者を選定するために提出を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。また、設計業務の実施過程における協議等において、計画条件等が変更されることがある。

2 参加資格要件

本町が本業務において実施するプロポーザルによる設計者の選定に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げるいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表とする共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 参加資格

ア 平成 22 年（2010 年）4 月 1 日から公告の日までの間に、日本国内で延床面積 1,000 m²以上の同種施設又は類似施設の設計業務（※）を元請で受託した実績を有すること。なお、複合施設については、該当する用途部分の床面積が 1,000 m²以上とする。

イ 益城町入札参加資格等に関する要項（平成 28 年 12 月 1 日告示第 174 号）に基づき、益城町が作成する入札参加資格者名簿（名簿有効期間：平成 31 年

(2019年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日 登録業種:建築設計)
に、参加表明書等の提出時において登載されていること。

ウ 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、益城町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成11年告示第23号)(以下「指名停止等措置要領」という。)による指名停止を受けていないこと。

エ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

オ 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者(再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)であること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)であること。

※同種施設的设计業務とは、平成21年国土交通省告示第15号別添二の建築物の類型のうち、地方公共団体の「十二文化・交流・公益施設」(以下「該当施設」という)の第1類の新築設計(基本設計及び実施設計)業務とし、類似施設的设计業務とは、該当施設の第2類に分類される建築物の新築設計(基本設計及び実施設計)業務とする。

(2) 共同企業体の資格

ア 共同企業体の構成員の数は2者とし、構成員の出資比率は10%以上とする。

イ 構成員のすべてが「5 参加資格要件(1)イからキまで」の資格を満たす者であること。

ウ 代表者は、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有していること。

エ 構成員は、他の構成員及び他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

(3) 参加不適合者

次の者は、参加資格がないものとする。

ア 選定委員会の委員又は3親等以内の親族

イ 選定委員会の委員又は3親等以内の親族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属している者

ウ 選定委員会の委員又は3親等以内の親族が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者

エ 選定委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に属している者

(4) 配置予定技術者等

参加者は、本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。

ア 管理技術者及び総合主任技術者は、参加表明書の提出時点において、共同企業体の代表者の組織に属していること。

イ 管理技術者は、同種施設又は類似施設の設計業務を完了した実績がなければならぬ。

ウ 総合、構造、設備の各主任技術者をそれぞれ1名配置すること。

エ 管理技術者及び各主任技術者は、次の資格、実務要件を満たしていること。

① 管理技術者及び総合主任技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有していること。

② 構造主任技術者は、参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士の資格を有していること。

③ 設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有していること。

④ 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。

⑤ 上記各号のうち、一級建築士、構造設計一級建築士および設備設計一級建築士については、参加表明書の提出時点において、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。

オ 総合主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）を加えることができる。

カ 本要領に基づき提出した資料（様式第5号から第8号まで）に記載した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできない。ただし、死亡、傷病、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を得るものとする。

(5) 参加に対する制限

ア 参加者1者につき1提案とする。

イ 協力者（協力事務所）は、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、他の参加者の協力者（協力事務所）となることはできない。ただし、建築士法第

20条の2第2項に示す構造関係規定及び建築士法第20条の3第2項に示す設備関係規定に適合するかの確認のみを求める場合は、この限りでない。

ウ 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、指名停止等措置要領による指名停止を受けていないこと。

(6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合、その参加者は失格となることがある。

ア 選定委員会の委員及び事務局関係者に直接又は間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をしたと選定委員会が認めた場合（本要領に定める手続きに関するものは除く。）

イ 審査の公平性に影響を与える行為があると選定委員会が認めた場合

ウ 本要領の規定に違反すると選定委員会の委員長が認める場合

エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

② 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④ 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合

⑤ 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

3 参加手続

(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

ア 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、益城町ホームページから入手するものとする。
（益城町ホームページ：<http://www.town.mashiki.lg.jp/>）

イ 配布期間

令和2年（2020年）4月23日（木）から5月22日（金）まで

(2) 第1回質問の受付

参加表明書等に関して質問がある者は、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和2年（2020年）4月23日（木）から5月8日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）

9時から17時まで（ただし、12時から13時までの間を除く。）

	<p>イ 提出書類 参加表明書等に関する質問書（様式第13号）</p> <p>ウ 提出方法 事務局へFAXにより提出すること。また、質問書の提出後、事務局に電話して着信の確認をすること。</p> <p>エ 質問に対する回答 一括して質問回答書として取りまとめ、令和2年（2020年）5月13日（水）までに益城町ホームページに掲載する。なお、質問に対しては、個別に回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。</p>
	<p>(3) 参加表明書等の受付 参加者は、次のとおり提出すること。</p> <p>ア 受付期間 令和2年（2020年）4月23日（木）から5月22日（金）まで （土・日曜日、祝日を除く。） 9時から17時まで（ただし、12時から13時までの間を除く。）</p> <p>イ 提出書類及び提出部数 ① 様式第1号から第12号まで各1部 ② 様式1号から第11号までは、様式毎にインデックスを付し、A4フラットファイルに綴り、1部提出すること。</p> <p>ウ 提出方法 事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。また、提出書類の受領確認ができるよう、受付番号を付した参加表明書等受領書（様式第12号）を受付後に交付するため、郵送により提出した場合は、参加表明書等受領書返信用封筒（長3サイズで84円切手を貼り、返信先宛名を記載しているもの1通）を同封すること。</p>
	<p>(4) 一次審査結果の通知</p> <p>ア 一次審査結果は、令和2年（2020年）5月29日（金）17時までに益城町ホームページで公表する。また、一次審査を通過し、二次審査の対象となる参加表明者（以下「二次審査対象者」という。）に対しては、電子メール及び文書にて通知する。</p> <p>イ 一次審査において選定されなかった者は、令和2年（2020年）6月5日（金）17時までに、書面により選定委員会に対して非選定理由についての説明を求めることができる。</p> <p>ウ 選定委員会は、前項の規定により説明を求められた場合は、令和2年（2020年）6月9日（火）17時までに書面により回答する。</p>

<p>(5) 第2回質問の受付</p> <p>二次審査対象者のうち、技術提案書等に関して質問がある者は、次のとおり提出すること。</p>	
<p>ア 受付期間</p> <p>令和2年(2020年)5月29日(金)から6月9日(火)まで (土・日曜日、祝日を除く。) 9時から17時まで(ただし、12時から13時までの間を除く。)</p>	
<p>イ 提出書類</p> <p>技術提案書等に関する質問書(様式第18号)</p>	
<p>ウ 提出方法</p> <p>事務局へFAXにより提出すること。また、質問書の提出後、事務局に電話して着信の確認をすること。</p>	
<p>エ 質問に対する回答</p> <p>一括して質問回答書を取りまとめ、令和2年(2020年)6月12日(金)17時までに、益城町ホームページに掲載する。なお、質問に対しては、個別には回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。</p>	
<p>(6) 技術提案書等の受付</p> <p>二次審査対象者のうち、技術提案書等の受付は、次のとおり提出すること。</p>	
<p>ア 受付期間</p> <p>令和2年(2020年)5月29日(金)から6月19日(金)まで (土・日曜日、祝日を除く。) 9時から17時まで(ただし、12時から13時までの間を除く。)</p>	
<p>イ 提出書類及び提出部数</p> <p>① 技術提案書(様式第14号)、参考見積書(任意様式)、技術提案書等受領書(様式第17号)は1部</p> <p>② 業務の実施方針(様式第15号)、課題に対する提案(様式第16号)は、様式又は課題毎にインデックスを付し、片袖折りにて、A4フラットファイルに綴り、8部提出すること。</p>	
<p>ウ 提出方法</p> <p>事務局へ持参又は郵送(受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。)により提出すること。 持参する場合、1次審査の選定通知書を提示すること。</p>	
<p>(7) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施</p> <p>プレゼンテーション及びヒアリング審査は、非公開とする。</p>	

<p>ア 実施日（予定） 令和2年（2020年）6月27日（土） ※プレゼンテーション及びヒアリング審査に関する詳細については、二次審査対象者へ別途通知する。</p>
<p>イ 実施場所 未定（令和2年（2020年）6月19日（金）17時までに、対象者へ電子メールにより通知する。）</p>
<p>ウ 出席者 様式第5号に記載された管理技術者、様式第6号に記載された総合主任技術者は必ず出席し、合計5名以内でプレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧（様式第19号）を提出すること。</p>
<p>エ ヒアリングの内容 技術提案書の内容に関するヒアリングを実施する。</p>
<p>オ プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番及び時間 プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番及び時間は、技術提案書等書類の受付終了後、別途通知する。</p>
<p>(8) 二次審査結果の通知</p>
<p>ア 二次審査結果は、令和2年（2020年）7月1日（水）17時までに益城町ホームページで公表する。また、最優秀者1者及び優秀者1者に対しては、電子メール及び文書にて通知する。</p>
<p>イ 二次審査において最優秀者に選定されなかった者は、令和2年（2020年）7月8日（水）17時までに、書面により選定委員会に対して非選定理由についての説明を求めることができる。</p>
<p>ウ 選定委員会は、前項の規定により説明を求められた場合は、令和2年（2020年）7月15日（水）17時までに書面により回答する。</p>

4 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

ア 一次審査（書類審査）

選定委員会が審査事項に関する評価配点を決定し、事務局が参加者から提出された書類（参加表明書等）を採点する。選定委員会は、採点結果を審査し、技術提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリング審査の対象者として、採点結果に基づき上位から5者程度を選定する。なお、一次審査の得点は二次審査に加算する。

イ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

選定委員会は、技術提案書等を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、技術提案の的確性、創造性、具体性等を評価し、最優秀者1名及び優秀者1名を選定する。

(2) 評価基準

ア 一次審査の評価基準

評価項目	評価の着目点				配点
	判断基準				
事務所の評価	同種※ ₂ 又は類似※ ₃ 施設の設計業務の実績	実績の種類、規模、件数（最大3件）を評価する。			48
	受賞歴等	受賞歴、CASBEE認証実績を評価する。			5
配置予定技術者の資格及び技術力等	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を評価する。	主任技術者	構造 設備	10
	同種又は類似業務の実績	実績の種類、規模、携わった立場、件数（最大3件）を評価する。	管理技術者 主任技術者	総合 構造 設備	27
計					90

※1 有資格者数：複数の資格を有する者は、最も専門とする分野で計上すること。

※2 同種施設の設計業務

平成22年（2010年）4月1日以降に、延床面積1,000㎡以上の平成21年国土交通省告示第15号別添二の建築物の類型のうち、地方公共団体の「十二文化・交流・公益施設」（以下「該当施設」という）の第1類に分類される建築物の新築設計（基本設計及び実施設計）に関する業務を元請として完了した実績。なお、複合施設については、該当する用途部分の床面積が1,000㎡以上とする。

※3 類似施設の設計業務

平成22年（2010年）4月1日以降に、延床面積1,000㎡以上の該当施設の第2類に分類される建築物の新築設計（基本設計及び実施設計）に関する業務を元請として完了した実績。なお、複合施設については、該当する用途部分の床面積が1,000㎡以上とする。

イ 二次審査の評価基準

評価項目	評価基準	技術提案	配点
業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、実現性、独創性等を総合的に評価する。		40
課題についての提案	課題に対して、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか、役割や責任が明確となっている体制か等）、独創性（工学的知見に基づく独自性、新規性、アピール力、発信力等）を考慮して総合的に判断する。	課題①	50
		課題②	50
		課題③	50
参考見積金額	提出された参考見積金額に対し、次の算式により評価する。 算式 (最低提案価格) ÷ (提案価格) × 20点		20
計			210

5 その他

- (1) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び技術提案書等の書類は返却しない。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) 提出書類において、他の文献を引用した場合は、出典を明示すること。
- (5) 提出書類の内容に、第三者の著作物の公表、展示等が含まれている場合には、提出者が当該第三者に承諾を得ておくこと。
- (6) 提出書類作成のために本町から受領又は閲覧した資料は、本プロポーザルに限り使用し、本町の了解なく公表、使用してはならない。
- (7) 参加者に対する現地説明会等は開催しない。個別に現地調査等を行う場合は、来庁者等のプライバシーに十分配慮し、近隣居住者、通行人等に迷

惑が掛らないようにすること。なお、当該現地調査等に起因するトラブルが発生した場合、その内容により失格とすることがある。

- (8) 参加表明書の提出後から契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。なお、最優秀者が参加資格を失った場合には、優秀者と契約手続を行うものとする。
- (9) 本町は、契約を締結した者の書類（1部）を保存、記録し、図録等により公表する権利を有し、公開する場合は、使用料等は無償とする。
- (10) 契約を締結した者の書類以外は公表しないものとする。
- (11) 参加者は、本プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (12) 契約保証金は、益城町財務規則（平成16年告示第25号）第81条の規定によるもの（業務委託料の10分の1以上）とする。
- (13) 設計に当たっては、本町と綿密な打合せを行い、十分意見を反映した設計とすること。
- (14) 今後の社会情勢や財政状況の変化等、やむを得ない特段の事情により事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとする。
- (15) 実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と益城町が協議して決定する。
- (16) 詳細は実施要領等による。

6 事務局

プロポーザルの事務局は次のとおりとする。また、プロポーザルに関する問い合わせ及び書類等の提出先は、事務局とする。

〒861-2295

熊本県上益城郡益城町大字木山594番地（仮設庁舎）

益城町役場 新庁舎等建設推進課

電話：096-286-3312（直通）

FAX：096-234-6875

電子メールアドレス：chosya@town.mashiki.lg.jp